

広告掲出実施要領（山口県住宅課所管分）

（趣旨）

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県住宅課が所管する県営住宅の建物外壁面等への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

（規格）

第3条 広告を掲出する対象、場所、規格、種類、数量及び位置は、別紙のとおりとする。

（募集）

第4条 広告を掲出できる者（以下「広告主」という。）は、公募により募集する。

（決定）

- 第5条 知事は、前条の募集に対し、申込みがあったときは、要綱及び基準に基づき、申込者及び申込みの内容について審査し、広告主を決定する。
- 2 知事は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。
 - 3 知事は、第1項の規定により決定した広告主が、以下に規定する行政財産の使用許可を受け、契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

（行政財産の使用許可等）

- 第6条 前条第1項の規定により決定された広告主は、広告の掲出をするに当たっては、山口県公有財産規則に定めるところにより、行政財産の使用許可を受けなければならない。
- 2 前項の広告主は、広告の掲出をするに当たって、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づき、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置について条例の定めによる制限があるときは、当該条例の規定による許可を受けなければならない。

(契約の締結)

第7条 知事は、前条の規定により許可を受けた広告主と、広告掲出に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第8条 知事は、広告主が掲出しようとする広告及び掲出工事の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告主に提出させ、これを審査するものとする。

2 知事は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、広告の内容等の修正を指示するものとする。広告が掲出中であっても同様とする。

(契約の解除)

第9条 知事は、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 行政財産の使用許可が取り消された場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でないとして知事が判断した場合

(広告料の還付)

第10条 広告主から徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年1月17日から施行する。

別紙

番号	対象	場所	規格	種類	数量	位置
1	穂積県営住宅	山口市穂積町2番	横3m ×縦8m	屋外広告	1 枠	県が指定する位置